



## 夏詩情

さる東北の旅で、大きな川に出会う。子供のはしゃぐ声のなか、川辺のせせらぎに目をやると、大きなスイカが岩の間に浮いていた。懐かしい想いが胸をよぎる。昔の風情を回想しながら、しばし流れを見つめた。川の流れに、母の在りし日の姿を連想し、多くの懐かしい人々が通りすぎていく。日本人の情感は幾十年昔の物語を心に連想し、懐かしむ優しさが伝わっていくのは素晴らしい。巡る季節の移り変わりに、心の旅路も生きていく自分とともに、楽しい旅をしていることに気づき、人生とは何かを考え、嬉しくなってきた。(那須塩原にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」はすみやかに提出してください
- 「算定基礎届」は7月1日から10日まで(または指定日)に提出してください
- 協会けんぽからのお知らせ
  - ・医療費の自己負担が高額になりそうな場合は…限度額適用認定証をご利用ください
  - ・メールマガジンのご案内
- 便利で、カンタン「ねんきんネット」平成26年3月31日から「ねんきんネット」に新機能が追加されました
- シニアライフセミナー ●メンタルヘルスセミナー ●労務事務講習会 ●年金事務講習会

職場内で回覧しましょう

# 「健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届」は すみやかに提出してください

被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」（以下、「賞与支払届」という）を年金事務所に提出することになっています。

あらかじめ被保険者の氏名などを印字した「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」が、登録されている賞与支払予定月の前月に日本年金機構より送付されますので、支払年月日や賞与額などを記入し提出してください。

なお、登録されている賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合でも、「賞与支払届総括表」の提出は必要です。

また、「賞与支払届」は届出用紙によるほか、電子媒体（CD・DVD等）による提出や電子申請も利用いただけます。



## 対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものをいいます。

なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされ、また、労働の対象とみなされない結婚祝金等は対象外です。

# 「算定基礎届」は 7月1日から10日まで (または指定日)に 提出してください



健康保険・厚生年金保険では、被保険者の「標準報酬月額」を実際に受けた報酬に合わせて毎年9月に決め直します。事業主の方は、7月1日現在で使用している全被保険者\*の4月～6月の3カ月間の報酬月額を「算定基礎届」により届出します。

決め直した「標準報酬月額」は、原則9月～翌年8月までの1年間は固定され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

※提出する年の6月1日以降に資格取得した方など、一部の方については今年度の算定基礎届の対象外です。

ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

医療費の自己負担が高額になりそうな場合は…

# 限度額適用認定証をご利用ください



急に入院することになり、1カ月の医療費(3割負担)が**30万円**<sup>※1</sup>かかってしまう。どうしよう…

70歳未満の一般所得者の方なら、**保険証と限度額適用認定証**をご提示いただくと**87,430円**<sup>※2</sup>で済みます。外来診療、保険薬局でもご利用いただけます。

- ※1 診療費用の総額(10割)が100万円の場合。
- ※2 自己負担限度額(87,430円)=80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%  
保険外負担(保険診療外の治療費、個室料、文書料など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。



## ご存じですか？

同一月に医療機関ごとでかかった医療費のお支払いが高額となった場合、申請していただくことにより、後日、自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、高額療養費の払い戻しには受診月から3カ月以上かかるため、窓口でのお支払いは大きな負担になります。**限度額適用認定証**をご利用になると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり**高額療養費(払い戻し)の申請が原則不要**になります。



## 自己負担限度額はいくら？

70歳未満の方の自己負担限度額は被保険者の所得区分によって下表の3つに分類されます。

被保険者の所得区分	申請書の種類	自己負担限度額	多数該当 <sup>※5</sup>
①上位所得者 (標準報酬月額53万円以上の方)	限度額適用認定申請書	150,000円+(総医療費 <sup>※3</sup> -500,000円)×1%	83,400円
②一般所得者 (①および③以外の方)		80,100円+(総医療費 <sup>※3</sup> -267,000円)×1%	44,400円
③低所得者 <sup>※4</sup>	限度額適用・標準負担額減額認定申請書	35,400円	24,600円

- ※3 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。
- ※4 被保険者が市(区)町村民税の非課税者等である場合です。申請には**非課税証明書等が必要**です。  
(注)上位所得者に該当する場合、市(区)町村民税が非課税等であっても上位所得者となります。
- ※5 療養を受けた月以前の1年間に、3カ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4カ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

**70歳以上75歳未満の方は、保険証とあわせて高齢受給者証を提示することにより、窓口でのお支払いが原則自己負担限度額までとなります。自己負担限度額については協会けんぽまでお問い合わせください。**

## 申請の手続き

申請書はホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽまでご用命ください



## 高額療養費制度における自己負担限度額等の見直しについて

高額療養費の制度改正により、平成27年1月診療分から自己負担限度額を決める所得区分が細分化される予定です。見直し後の自己負担限度額等につきましては、今後広報チラシやホームページなどでお知らせさせていただきます。

## お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

登録無料

## メールマガジンのご案内

～健康保険事務担当者さまにおすすめです～

## メールマガジンに登録すると何かいいことがあるの？

## タイムリーな情報提供

リアルタイムな情報が届きます。毎月2回の定期配信と、至急お届けしたい情報は臨時号を配信する場合があります。何人ご登録をされても無料です(通信料別途)。

協会けんぽ大阪支部から事業所(事務ご担当者)さまへダイレクトに情報提供し、皆さまの事務をサポートいたします。

## お役立ち・お得な情報提供

健康保険の制度改正や手続き、保険料率変更などの健康保険事務を行ううえで**重要な情報や参考になる情報**が届きます。メールマガジンで内容をチェックして、さらにくわしく知りたいときは**メールマガジン内のURLからそのままホームページ**で詳細が確認できます。



登録者

9500名突破

ぜひこの機会にご登録ください。



健康サポート情報で、従業員の健康管理を見直すきっかけになったわ。

## メールマガジンとはどんなもの？

## 内容

- ①健康保険の制度に関する旬な情報
- ②健康保険給付申請について、担当者から実務的なアドバイス
- ③Q&A形式でよくあるご質問の回答
- ④保健師や管理栄養士から健康づくりサポート情報
- ⑤季節の健康情報、健康レシピなどのプチ情報コーナー
- ⑥医療機関検索、小児救急電話相談などのお役立ちリンク集

※いままでの配信内容については、バックナンバーをご参照ください。



メルマガを支店の事務担当者にもおすすめしていたよ。



メルマガで知ったけど、医療費が高くなったときに負担額を軽くする制度があるんだね。

## 登録は無料でカンタン! (パソコン用の配信となります)

1

- ・協会けんぽ大阪支部のトップページ右下の「協会けんぽ大阪支部メールマガジン」のパナーをクリックします。

2

- ・「協会けんぽ大阪支部メールマガジンの登録について」の「新規登録」ボタンをクリックします。

3

- ・利用規約に同意のうえ、「大阪支部配信登録」画面の項目を入力してください。入力後、確認のうえ、登録ボタンをクリックすれば登録完了です。

## 協会けんぽ大阪支部メールマガジン



- ◆お役立ち情報満載
- ◆月2回配信
- ◆登録は無料で簡単

配信回数

- ◆毎月2回配信
- ◆臨時号も配信

ぜひご登録いただき、お仕事にお役立てください。

## お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階



# 便利で、カンタン

# 「ねんきんネット」

平成26年3月31日から

「ねんきんネット」に新機能が追加されました

## 1 年金記録を一覧形式で確認できます

- 厚生労働省と日本年金機構で共催した「ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会」の報告書を踏まえて、年金記録や年金見込額、老齢年金の受給額などを一覧形式で確認できる「年金記録の一覧表示」の画面を追加しました。
- 従来の「年金記録照会」の画面は、この「年金記録の一覧表示」の【年金記録照会】ボタンを押すと閲覧できます。



年次(年齢)	加入制度	お勤め先の名前等	加入月数	14期の月給額	年金見込額(円)
平成24年度(52歳)	国民	第1号被保険者	12月		
平成25年度(53歳)	国民	第1号被保険者	12月		
平成26年度(57歳)	厚生	〇〇株式会社	12月	205,440円	-
平成27年度(58歳)	厚生	〇〇株式会社	6月	205,440円	-
平成28年度(58歳)	厚生	〇〇株式会社	6月		

平成25年度以前の保険料納付総額(合計)は、3,070,000円です。  
平成26年度以降の保険料納付総額(合計)は、821,360円です。  
これまでの保険料納付総額(総合計)は、3,891,360円です。

「年金記録の一覧表示」のイメージ

## 2 届書を作成できます

- 届書の作成機能は、お客様サービスの向上と正しい届書の作成に繋げるため、「ねんきんネット」の画面上で、利用者が届書を作成・印刷できる機能です。
- 基礎年金番号や氏名など「ねんきんネット」で保有する情報を入力画面にあらかじめ自動表示することにより利用者の入力の手間を省くとともに、入力項目のエラーチェックを行うことで入力誤りを防止します。
- 届書の作成機能は、電子申請ではないため、作成した届書を印刷のうえ、年金事務所等に持参もしくは郵送していただく必要があります。
- 対象となる届書は、以下のとおりです。



	届 書 名	
被 保 険 者	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	※ 平成27年1月サービス開始予定
	国民年金保険料学生納付特例申請書	※ 平成27年1月サービス開始予定
	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書	
	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書	
	国民年金保険料追納申込書	
受 給 権 者 等	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)	
	年金受給権者住所・支払機関変更届	
	年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書	
	国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金 未支給【年金・保険給付】請求書・年金受給権者死亡届(報告書)	※ 平成26年7月サービス開始予定
	源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票交付(再交付)申請書	
	年金加入期間確認請求書	

### 3 スマートフォンにも対応しました

●これまでパソコンをお持ちでなかったことでユーザIDを取得していなかった方も、スマートフォンでユーザIDを取得できます。また、「年金記録の一覧表示」や「年金記録照会」の画面をスマートフォンでも見やすく表示しているため、年金記録を分かりやすく確認できます。



機能	パソコン版	スマートフォン版
年金記録の一覧表示	○	○
年金記録照会	○	○
持ち主不明記録検索	○	×
私の履歴整理表	○	×
年金見込額試算	○	×
追納・後納等可能月数と金額の確認	○	×
電子版「ねんきん定期便」の確認	○	×
年金の支払いに関する通知書の確認	○	×
届書の作成	○	×
メールアドレス登録/定期便の郵送意向登録	○	△ メールアドレス登録のみ
アンケート回答	○	○
日本年金機構からのお知らせ確認	○	×
パスワード変更	○	○
秘密の質問と答えの変更	○	○
サービス利用停止依頼	○	○
利用申込み(ユーザID発行申込み)	○	○



「年金記録照会」画面



申請用トップページ画面

### 4 持ち主不明記録検索機能の検索対象が拡大しました

●持ち主が不明となっている記録の持ち主を見つけるため、平成25年1月末に構築した持ち主不明記録の検索サービスに、以下の記録を追加しましたので、ぜひご利用ください。

- ◆持ち主が不明となっている厚生年金基金の記録
- ◆持ち主が不明となっている平成8年以前に退職されていた国家公務員・地方公務員および私立学校教職員の共済記録
- ◆持ち主が不明となっている平成8年以前に退職されていた旧農林漁業団体職員共済組合員の記録



### 5 ご利用の手続きはとっても簡単!

●日本年金機構 (<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタン→「新規ご利用登録」ボタンをクリックしてください。以降は、画面の指示にしたがってご利用登録を行ってください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。



ご不明な点は…

●●● 管轄の年金事務所までお問い合わせください

# シニアライフセミナー

定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごすためのセミナーを開催します。ふるってご参加ください。

●日時 平成26年7月23日(水) 午後1時30分～4時30分

●場所 葉業年金会館 4階 大阪市中央区谷町6-5-4

●参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている50歳以上の被保険者の方およびその配偶者(健康保険組合の被保険者を含む)。

※セミナーの内容に興味をお持ちの方は年齢に関係なくご参加いただけます。

●定員 70名(申込先着順)

●参加費用 ●会員事業所の被保険者の方およびその配偶者 無料

●非会員事業所の被保険者およびその配偶者 1,000円/1名

非会員事業所の参加者の方には、郵便振替用紙を送付し、入金確認後、参加証を送付いたします(入金後の参加費の返還はいたしません)。

なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

●申込締切 平成26年7月11日(金)必着 ただし、定員になり次第締め切ります。

●セミナーの内容 《社会保険》 退職後の健康保険・年金・雇用保険等について

講師:社会保険労務士 後藤田 慶子 氏

《健康セミナー》 生活習慣病予防の食習慣、運動習慣

講師:保健師 杉山 洋子 氏

●申込方法 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXでお申し込みください。

●その他 当日は保健師による個別健康相談を実施します。希望者には血管年齢測定も行います。

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

## シニアライフセミナー参加申込書

会員 会員番号 (26- - ) ・非会員 ・不明

事業所名称

電話番号 ( )

事業所所在地 〒 -

健康保険被保険者証 記号・番号	氏名	性別	年齢	区分 (どちらかに○)
				被保険者・配偶者

※お申し込みが5名以上の場合はコピーしてご使用ください。

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# メンタルヘルスセミナー

あなたは、こころの健康に留意していますか？ 自分には関係ないと思わずに、セルフチェックをしながら、メンタルヘルスを正しく理解しておきましょう。

心のトラブル、それに伴う心の病気は、みなさんにとっても他人事ではなく“明日はわが身”、そんな時代です。職場生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っております。心の声を早くキャッチしてメンタルヘルス対策に取り組みましょう！

- 日 時 平成26年9月9日(火) 午後1時30分～4時30分 (途中休憩あり)
- 場 所 薬業年金会館 3階 大阪市中央区谷町6-5-4

● 参 加 資 格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されているセミナーに興味をお持ちの方(健康保険組合の被保険者を含む)。

※1事業所2名まで参加できます。

● 定 員 150名 (申込先着順)

● 参 加 費 用 無 料 (※資料はこちらで用意しますので、筆記用具をご持参ください)

● 申 込 締 切 平成26年7月25日(金)必着

● セミナーの内容 ★「職場のポジティブメンタルヘルス」

講師:土井 晶子 氏 (大阪産業保健総合支援センター 相談員)

神戸学院大学人文学部人間心理学科准教授、臨床心理士、認定フォーカシング・トレーナー

★「メンタルヘルス不調への対応と課題」

講師:西川 伸男 氏 (大阪産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員)

西川伸男社労士事務所代表

● 申 込 方 法 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入いただき、「宛先を記入した返信用はがき」を同封のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ封書でお申し込みください。

お 申 し 込 み  
お 問 い 合 わ せ 先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

キリトリ線

## メンタルヘルスセミナー 参加申込書

会員 会員番号 (26 - - ) ・非会員 ・不 明

事業所名称 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

事業所所在地 〒 - \_\_\_\_\_

健康保険被保険者証 記 号 ・ 番 号	参加者氏名 (ふりがな)	性 別	年 齢
		男 ・ 女	歳
		男 ・ 女	歳

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。



# 労務事務講習会

## 『労働保険・社会保険の給付の基礎』

～保険給付のしくみと流れ～

事業所の事務担当者の方を対象に「労務事務講習会」を開催します。

- **日程・場所・定員** 平成26年8月7日(木) <内容は両日とも同じものです> (定員 各100名)  
平成26年9月11日(木)  
開催時間：午後1時30分～4時30分  
葉業年金会館 <中央区谷町6-5-4>  
講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- **参加費用** ●**会員事業所の被保険者等 無 料**  
●**非会員事業所の被保険者等 1,000円**  
非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し、入金確認後、参加証を送付いたします(入金後の参加費の返還はいたしません)。  
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** 平成26年7月18日(金)必着
- **申込方法** 「郵便往復はがき」に参加申込書を往信の文面欄に貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。  
参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。  
なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定します。  
※お申し込みはどちらか1回、1事業所1名様とさせていただきます。  
**返信用はがきの宛先は必ずご記入ください。**記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

### ① 労務事務講習会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (26- - ) 非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	( )	
参加希望日	月 日 ( )	
参加者氏名	性別	男・女

往復はがき  
記入例

往信

郵便往復はがき [往信] 大阪府社会保険協会 宛	白紙
--------------------------------	----

返信

郵便往復はがき [返信] 株式会社△△工業内 (参加申込者氏名)様	① 労務事務講習会 参加申込書 見本
--	-----------------------

参加申込書貼付

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。



# 年金事務講習会

## 『老齢(基礎・厚生)年金の基礎』

～いつからもらえるの？私の年金～

事業所の事務担当者の方を対象に「年金事務講習会」を開催します。

- **日程・場所・定員** 平成26年8月19日(火) <内容は両日とも同じものです> (定員 各100名)  
平成26年9月17日(水)  
開催時間：午後1時30分～4時30分  
大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体的町4-11>  
講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・武居 利記氏
- **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- **参加費用** ● **会員事業所の被保険者等 無 料**  
● **非会員事業所の被保険者等 1,000円**  
非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し、入金確認後、参加証を送付いたします(入金後の参加費の返還はいたしません)。  
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- **申込締切** 平成26年7月18日(金)必着
- **申込方法** 「郵便往復はがき」に参加申込書を往信の文面欄に貼付のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。  
参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。  
なお、定員を超える申し込みがあった場合は抽選により参加者を決定します。  
※お申し込みはどちらか1回、1事業所1名様とさせていただきます。  
**返信用はがきの宛先は必ずご記入ください。**記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。

お申し込み  
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

### 年金事務講習会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (26- - ) 非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	( )	
参加希望日	月 日 ( )	
参加者氏名	性別	男・女

**往復はがき 記入例**

往信

郵便往復はがき  
大阪府社会保険協会 宛  
〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
一般財団法人 大阪府社会保険協会 宛

返信

郵便往復はがき  
〇〇区〇〇町〇-〇-〇  
株式会社△△工業内  
(参加申込者氏名) 様

白紙

参加申込書貼付

見本

⑤ 年金事務講習会 参加申込書

会員の有無 非会員(26) 不明  
事業所名称  
事業所整理記号  
事業所所在地  
電話番号 ( )  
参加希望日 月 日 ( )  
参加者氏名

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。